

新型コロナに係る診療報酬上の臨時的な取扱い（入院外）について

2023. 4. 3 富山県保険医協会

新型コロナ感染症の疑い患者・陽性患者を、入院外にて診療した場合の診療報酬の臨時的な取扱い（主なもの）についてまとめています【2023年4月1日現在】

- 「院内トリージ実施料」、「二類感染症患者入院診療加算」、「救急医療管理加算」は、本来は厚生局への届出が必要な点数ですが、以下の「1」から「4」にある新型コロナ特例の点数の算定に際しては、厚生局への届出は不要とされています
- 「二類感染症患者入院診療加算」、「救急医療管理加算」は、本来は入院患者を対象とした点数ですが、新型コロナ特例として入院外の患者に算定できる取扱いが示されています
- 2023年4月1日から5月7日まで、「院内トリージ実施料」や「救急医療管理加算1」等の取扱いに変更はありません（引き続き算定できます）。

1. 新型コロナ【疑い患者】を外来にて診療した場合の特例

◇院内トリージ実施料：300点 ※疑い患者・陽性患者ともに対象

- ・受診の時間帯によらず、当該患者の診療を行った場合に算定できる
- ・「診療・検査医療機関」ではない医療機関も算定できる

※2023年3月31日にて以下の特例は廃止されました

◇二類感染症患者入院診療加算：250点（2023年2月28日まで）

147点（2023年3月1日から31日まで）

- ・~~県のホームページで公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定できる~~
- ・~~診療・検査対応時間内に、疑い患者を診療した場合に算定できる~~
- ・~~「患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合」に算定できる~~

以下は、2022年11月1日以降適用の取扱い

- ・以下のいずれかに該当する場合に算定できる

- ①~~2022年10月13日以降に、新たに、「診療・検査医療機関」として県から指定され、その旨が公表されている医療機関である場合~~
- ②~~2022年10月31日以前から「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関であって、2022年11月1日以降、診療・検査対応時間が、2022年10月13日時点の公表時間と比べ、1週間あたり30分以上拡充している場合~~
- ③~~2022年10月31日以前から「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関であって、2022年11月1日以降、新たに、診療対象患者について、過去に通院歴の無い患者にも拡充している場合~~
- ④~~2022年10月31日以前から「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関であって、2022年11月1日以降、診療・検査対応時間を「1週間に8枠以上」確保している場合（「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう）~~

※2023年3月1日以降は、上記①～④のいずれかに該当、または上記の「11月1日」を

「3月1日」、「10月31日」を「2月28日」と読み替えた上で①～④のいずれかに該当する場合に算定できる

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
B001-02	院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）	300点	113032950
A999-00	二類感染症患者入院診療加算 —(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)—	250点	113033650
A999-00	二類感染症患者入院診療加算 —(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)—	147点	113033650

2. 新型コロナ【陽性患者】を外来にて診療した場合の特例

※疑い患者が受診し、検査等の結果、陽性患者（みなし陽性含む）と診断した場合を含む
 ※陽性患者を在宅にて診療した場合の特例は「3」、電話等にて診療した場合の特例は「4」を参照

◇院内トリアージ実施料：300点 ※疑い患者・陽性患者ともに対象となる

・上記「1」と同様

◇救急医療管理加算1：950点（主として診療を行う医療機関にて、1日につき1回）

- ・陽性患者に対して、新型コロナに係る診療を実施した場合に算定できる
- ・「診療・検査医療機関」ではない医療機関も算定できる

◇救急医療管理加算1：2,850点（主として診療を行う医療機関にて、1日につき1回）

- ・陽性患者に対して、外来で中和抗体薬を投与した場合に算定できる（上記950点の点数との併算定は不可）

◇（救急医療管理加算における）乳幼児加算：400点（6歳未満が対象）

◇（救急医療管理加算における）小児加算：200点（6歳以上15歳未満が対象）

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
B001-02	院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）	300点	113032950
A999-00	救急医療管理加算1 （診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）	950点	180065850
A999-00	救急医療管理加算1 （診療報酬上臨時的取扱）（外来・中和抗体薬）	2,850点	180065950
A999-00	乳幼児加算 （救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）	400点	180066170
A999-00	小児加算 （救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）	200点	180066270

3. 新型コロナ【陽性患者】を在宅にて診療した場合の特例

◇救急医療管理加算1：2,850点（主として診療を行う医療機関にて、1日につき1回）

- ・陽性患者に対して、新型コロナに係る診療を実施した場合に算定できる
- ・「診療・検査医療機関」ではない医療機関も算定できる

◇救急医療管理加算1：4,750点（主として診療を行う医療機関にて、1日につき1回）

- ・陽性患者に対して、在宅で中和抗体薬を投与した場合に算定できる（上記 2,850 点の点数との併算定は不可）

◇院内トリアージ実施料、乳幼児加算、小児加算の取扱いは、上記「2」と同様

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A999-00	救急医療管理加算 1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・往診等)	2,850 点	180065650
A999-00	救急医療管理加算 1 (診療報酬上臨時的取扱)(往診等・中和抗体薬)	4,750 点	180065750

◇院内トリアージ実施料、乳幼児加算、小児加算の請求コードは、上記「2」と同様

4. 新型コロナ【陽性患者】を電話等にて診療した場合の特例

◇二類感染症患者入院診療加算：250 点（主として診療を行う医療機関にて、1日につき1回）

- ・自宅・宿泊療養を行っている陽性患者に対して、新型コロナに係る診療を実施した場合に算定できる
- ・「診療・検査医療機関」ではない医療機関も算定できる

※2023 年 3 月 31 日にて以下の特例は廃止されました

◇電話等による診療：147 点

- ・~~県のホームページで公表されている「診療・検査医療機関」、または保健所・厚生センター等から健康観察の委託を受けた医療機関のみ算定できる~~
- ・~~「重症化リスクの高い陽性者」(下表参照)で、自宅・宿泊療養を行っている患者が対象となる~~

以下は、~~2022 年 11 月 1 日以降適用の取扱い~~

- ・~~電話等による新型コロナに係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表している~~
- ・~~季節性インフルエンザに対応する体制を有している医療機関であって、以下のいずれかに該当する場合に、「一連の診療において初回の電話等診療に限り」算定できる~~
 - ①~~2022 年 11 月 1 日以降、12 月 31 日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した医療機関である場合~~
 - ②~~2022 年 10 月 31 日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた医療機関であって、~~
 - ・~~1 週間に 8 枠以上、かつ~~
 - ・~~当該医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の 3 時間以上について、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している場合~~

※~~「1 週間に 8 枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき 1 枠とした際に、1 週間あたりの診療・検査対応時間が合計 8 枠以上に該当することをいう~~

重症化リスクの高い陽性者

- ①65歳以上の者
- ②40歳以上65歳未満の患者のうち、重症化リスク因子を複数持つ者
 <重症化リスク因子となる疾病等>
~~ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみのも含む）、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植・免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下~~
- ③妊娠している方

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A210-00	二類感染症患者入院診療加算 (電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱)	250点	111014170
A210-00	二類感染症患者入院診療加算 (電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱)	250点	112024170
B000-00	電話等による診療 (新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)	147点	113044550

5. 公費負担医療の取扱い

◇以下の項目についての患者負担分が公費で補助される

①新型コロナに係る検査に伴う検査実施料と検査判断料

- ・行政と新型コロナの検査の委託契約を行っている医療機関において、実施された新型コロナの検査実施料及び検査判断料の患者負担分が公費負担医療の対象となる
- ・検体採取料（鼻腔・咽頭拭い液採取）は対象とはならない

医療機関所在地	公費負担者番号
富山市	28161503
富山市を除く	28160505

※受給者番号は「9999996」（7桁）

②自宅・宿泊療養中の患者を対象にした新型コロナに係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療を含む）

- ・新型コロナに係るものとして実施した医療の患者負担分が公費負担医療の対象となる
- ・自宅・宿泊療養の解除後の医療は公費負担医療の対象とはならない
- ・陽性確定診断の当日の診療について、確定診断後の新型コロナに係る医療は公費負担医療の対象となる（当日中に発生届を行う）

医療機関所在地	公費負担者番号
富山県（県内共通）	28160604

※受給者番号は「9999996」（7桁）

以上